検討対象範囲

_	動物取扱業者	第二種 動物取扱業者	一般飼い主	
		所有者等の責務(法第7条)		
責 務 理	展示動物飼養保管基準(告示) (展示動物飼養保管基準の解説)		家庭動物等飼養保管基準(告示) (家庭動物等飼養保管基準の解説)	
元		犬猫繁殖制限(法第37条)		
~_	販売業者の責務(法第8条)			
	登録基準(法第12条+ 規則3条)			
	遵守基準(法第21条+規則8条) 条) 施行規則8条 第一種動物取扱業細目(告示)	遵守基準 (法第21条+規則10条の9) 施行規則10条の9 第二種動物取扱業細目(告示)		
	標識掲示 (法第18条) 現物確認・対面販売等 (法第21条 の2~4) 取扱責任者 (法第22条) 犬猫健康安全計画 (法第10条、第 22条の2) 獣医師等との連携等 (法第22条の 3~6)		(凡例) ・・具体化の検討対象 ・・検討会の対象範囲	
マ	ペット販売業者用説明マニュアル		家庭動物等飼養保管基準マニュアル	
ュア		業種・業態・生物種に共通する適正な飼養管理のあり方		
義務規定	登録基準(法第12条+規則3条) 遵守基準(法第21条+規則8条) 施行規則8条第一種動物取扱業細目(告示) 標識掲示(法第18条) 現物確認・対面販売等(法第21条の2~4) 取扱責任者(法第22条) 犬猫健康安全計画(法第10条、第22条の2) 獣医師等との連携等(法第22条の3~6) ペット販売業者用説明マニュアル	(法第21条+規則10条の9) 施行規則10条の9 第二種動物取扱業細目(告示)	・・具体化の検・・・検討会の対・・・検討会の対象を動物等飼養保管基準マニュ	